

【参考条文等】

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当者等は、売買、貸借、請負その他の契約に基づき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることはできない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 （略）

3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。

4 契約の性質又は目的により競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

5 （略）

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三～五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七 （略）

八 （略）

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2～4 （略）

○外務省情報セキュリティポリシー

(外部委託に係る契約)

第47条 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、委託判断基準に従って外部委託を実施するに当たり、統括情報セキュリティ責任者の承認を得る。

2 外部委託を実施する際には、選定基準及び選定手続に従って委託先を選定する。情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、次に掲げる内容を含む情報セキュリティ対策を実施することを委託先の選定条件とし、仕様内容にも含める。

- 一 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
- 二 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
- 三 委託事業の実施に当たり、委託先企業若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、外務省の意図せざる変更が加えられないための管理体制
- 四 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供
- 五 情報セキュリティインシデントへの対処方法
- 六 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
- 七 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

3 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、委託する業務において取り扱う情報の格付等を勘案し、必要に応じて次に掲げる内容を仕様を含める。一 情報セキュリティ監査の受入れ

二 サービスレベルの保証

4 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、委託先がその役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記第二項及び前項の措置の実施を委託先に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を外務省に提供し、外務省の承認を受けるよう、仕様内容に含める。また、委託判断基準及び委託先の選択基準に従って再委託の可否を判断する。

(外部委託における対策の実施)

第48条 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、契約に基づき、委託先における情報セキュリティ対策の履行状況を確認する。

2 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、委託した業務について、情報セキュリティインシデントの発生若しくは情報の目的外利用等を認知した場合又はその旨の報告を職員等より受けた場合は、委託事業を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、契約に基づく対処を委託先に講じさせる。

3 情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者は、委託した業務の終了時に、委託先において取り扱われた情報が確実に返却され、又は抹消されたことを確

認する。

(外部委託における情報の取扱い)

第49条 職員等は、委託先への情報の提供等において、次に掲げる事項を遵守する。

- 一 委託先に要保護情報を提供する場合は、提供する情報を必要最小限とし、あらかじめ定められた安全な受渡し方法により提供する。
- 二 提供した要保護情報が委託先において不要になった場合は、これを確実に返却させ又は抹消させる。
- 三 委託業務において、情報セキュリティインシデント、情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに情報セキュリティ責任者又は情報システムセキュリティ責任者に報告する。